

一般財団法人花巻市体育協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人花巻市体育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県花巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、花巻市におけるスポーツ振興を図り、市民の体力向上及びスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民及び市内の団体のスポーツ活動の育成及び支援
- (2) スポーツ指導者の育成及び支援
- (3) スポーツに関するイベントの企画及び実施
- (4) スポーツに関する啓発宣伝
- (5) 功労賞、栄光賞表彰事業の実施
- (6) 花巻市が設置するスポーツ施設の管理受託
- (7) 総合型地域スポーツクラブの育成及び支援事業の実施
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(基本財産等)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1に掲げる財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。これを処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画、収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出のうえ、第1号の書類にあつてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類にあつては、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

第4章 評議員

（評議員）

第9条 この法人に評議員を置く。

- 2 評議員の定数は、15名以上43名以内とする。

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 前項の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の補欠の評議員を選任する場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任する場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第12条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の議長)

第14条 評議員会の議長は、会議の都度、出席評議員の互選で定める。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか必要

がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上23名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副

会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対して、別表第2に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第27条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 加盟団体

(加盟団体)

第 33 条 この法人は、花巻市におけるスポーツに関する団体でこの法人の趣旨に賛同するものを加盟団体とすることができる。

(加盟)

第 34 条 この法人に加盟しようとする団体は、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得て加盟することができる。

(加盟団体負担金)

第 35 条 加盟団体は、負担金を毎年度納入しなければならない。

2 加盟団体の負担金は、次の各号に定める団体の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 加盟競技協会 年額 50,000 円

(2) 加盟地区、町体育協会 年額 80,000 円

(脱退等)

第 36 条 加盟団体はその都合により退会しようとするときは、その理由を付して会長に脱退届を提出しなければならない。

2 加盟団体が、この法人の加盟団体として不相当と認められるときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員それぞれの過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 37 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 10 条について適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 41 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。次項において「一般法人等整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般法人等整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する一般法人等整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は畠山忠弘、副会長は永井千一、小友正人、藤原晶幸、専務理事は尾美裕功とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

似内利正 富手秀一 白籟武吉 柳原康夫 多田公孝 藤井淳 佐々木安廣 小原俊明
本間行夫 久保田廣美 佐藤良介 平野伸 高橋孝司 岸根裕三 菅野洋 古舘誠
藤沼弘文 及川憲男 高橋玲子 伊藤欣治 峯崎登美夫 小瀬川正 高橋善行
田中潤一郎 平賀智明 菊池俊雄 名須川晋 根子善美 藤原征彦 永井紳逸
赤坂學

(改定)

平成 26 年 6 月 1 日改定・施行

令和元年 5 月 22 日一部改定

令和元年 5 月 23 日施行

別表第1

基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	花巻農業協同組合 1,000万円
投資有価証券	国債 (額面) 4,010万円

別表第2

常勤理事の報酬（第26条関係）

常勤の理事	月額総額
専務理事	160,000円以内